

平成30年度 苫小牧市図書館協議会 第3回臨時会議

平成31年2月12日（火）午後2時  
苫小牧市立中央図書館 2階講堂

【議事】

○議長 それでは、議事の1つ目、視聴覚資料に関する取り扱いの変更について、生涯学習課よりご説明をお願いいたします。

(資料に基づいて説明)

- 松井議長 図書資料のみの貸し出しだったところを、DVDの貸し出しも行うという改正についてです。何か確認したい点とか、ご質問やご意見などはありますか。
- 委員 他市の状況があるので、ほかの市でもDVDなどの貸し出しをしているんで、ある程度それに合わせていきますというお考えだと思うんですけど、CDは、ほかとのところで貸し出ししているんですけど、CDは貸し出ししませんというのは、考え方は。
- 事務局 今現在図書館に所蔵があるCDが、市民の方に貸与するという権利が付与されたものではないことから、貸し出しに供することはできません。今現在購入しているDVDについては貸与権が付与されているものということで、DVDのみの貸し出しを始めたいというふうに考えております。
- 委員 CDも貸し出す権利があるものを購入すれば、貸し出すことも今後できるということですか。
- 事務局 可能ではありますが、現在、CDからインターネット配信というほうに音楽の配信が移行しているという状況もあり、CDの貸与権つきのものの収集については、現在は考えておりません。
- 委員 ニーズが、DVDはあってCDのほうは余りないので、DVDの貸し出しを行いますという理解でよろしいですか。
- 事務局 そのようにこちらでは考えています。
- 委員 有料でDVDをTUTAYAさんとかで貸し出ししているが、それと図書館が無料で貸し出すことの違いというか、その理屈はどうなっているのでしょうか。
- 事務局 DVDは民間業者等でも貸し出しを行っているんですが、図書館で行う貸し出しについては、本と同様に、1つの資料については1点と、人気があるからそれを大量に集めるとかではなくて、幅の広い資料を一つずつ充実させていきたいというところが違う部分と考えております。
- 議長 DVDの貸し出しについては、大体この線というところでよろしいでしょうか。
- ( 承認 )
- 議長 議事の2つ目、個人情報照会に係る対応に移ります。生涯学習課よりご説明をお願いいたします。

(資料に基づいて説明)

- 議長 この件、皆さんも新聞なんかでご覧になったと思いますが、私もびっくりして連絡し、何らかの形で図書館協議会のほうで説明が欲しいと思ひまして、臨時で開催することも要求しなきゃならないかと思つたんですけども、新聞報道が続かなかつたので、この例会の中で説明することを考えてほしいとお話ししましたら、前向きに検討したいというお答えをいただいたので、今日説明があつてよかつたなと思つています。それくらい大きな事案だつたかなと思ひます。
- 皆さんも不思議に思つた点とか、疑問に思つたことがあつたと思ひますので、今の経緯の説明の中で、これは確認しておきたいとか、質問とかございましたら上げてほしいなと思ひます。
- 委員 今回提供されたのは図書の貸し出しに関する情報でしょうか。
- 事務局 今回、市教委が情報提供した内容については、特定の個人の図書の貸し出しや予約状況について情報提供した形になっております。
- 委員 以前、ここの登録カードが期限がないということを書いてたんですが、とすると過去のデータ、何年間あるんだということを知りたいんですが。
- 事務局 図書カードについては制限がないので、データとしてはずっと残つております。図書の貸し出しについては、システム上、今、本を貸してる情報についてはシステム上確認できるんですが、本の返却をした段階で、システム上確認することができなくなつており、過去の履歴を知りたいということについてはお答えできないという形になります。
- 委員 ということは、今借りているものしか提供できないということですね。
- 事務局 そうですね。
- 委員 あとは予約と。
- 事務局 はい。
- 委員 過去こういう本をずっと借りてきたということは、データとしてないんですね。そのことは非常に重要な情報で、それがわからないと判断が全くできないなと思つていたんです。
- あと、先ほど更新がないということでしたが、取り消しという制度はないんですか。例えばカードを返納したいとか。
- 事務局 それはできます。例えば市外に転出されるとか、データの抹消もあります。
- 議長 今回の情報提供の内容が、特定の個人の貸し出しや予約状況とおっしゃつた現在のということですよ、そのときのどうか。過去のはもうわからないわけですね。
- 事務局 はい。
- 委員 今回、新聞報道にならなければ、図書館協議会に対して説明する予定はなかつたのか。図書館協議会をどうするふうを考えて、今回の事案、基本的にはルールにのつとつて何も問題なくできたというふうを考えて図書館協議会にかけてないのか、そこら辺がよくわからない。最終的に図書館協議会にどう思ひますかって今聞かれてるが、本来、例えば企業、団体とか、組織であれば、何らかのイレギュラーが起きたら、即座に組織の中で情報が上がるというのが正しいと思つているんですが、今回については、何もない。平成29年の話だと思ひますけど、それがずっと図書館協議会に対して報告がなかつたということ自体が、私は協議会のメンバーとして非常に不満に思つている部分です。そこはどう思われてるのか確認しておきたいと思ひます。

○事務局 市教委としましては、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書というものが警察から提出されました。そのときの判断としましては、まず法令にのっとってるかどうか、これが仮に情報提供するところかどうかということなのかというのを内部で確認させていただきました。

その結果、刑事訴訟法に基づく照会に対して、市教委としては苫小牧市個人情報保護条例というのがあります。その条例に照らし合わせて、情報提供することについては問題ないということが確認できたので、図書館協議会に諮るということではなくて、法令上は問題がないということで、こちらで情報提供に応じたというふうになっております。

今回、このような形で協議会のほうに諮らせていただいているが、市教委としては情報提供自体に問題ないと考えているが、新聞報道、要望書、陳情書などさまざまな市民の声がございませぬ。その中で、皆さんのお考えをお聞かせいただきたいという考えに至ったところです。

○委員 情報を出ささないというところの判断については、市教委とかの専権事項であれば、それはそこで判断したということで、別にその時点で図書館協議会にかけなかったのが悪いというふうには言っていません。こういうことがあって、こういう判断のもとにやりましたということであれば、別に私はよかったのかなというふうには思っています。図書館協議会でオーケーと言わない限り出したらいけませんよというふうには思っていないですね。

ただ、今回見て感じるのは、市教委で判断する基準が結構広いというか、アバウトであるというか、こう来たらこうなるという一対一じゃ全然ないんですよ。こう来ると、その中でこうしてもいい、こうしてもいいという中で、今回対応された。こういうこともやってもいいということの中で判断をされたわけで、その枠は外れてないのかもしれないけれども、多分違和感を感じている人がたくさんいらっしゃるんで、今回は図書館協議会に聞いていただいているんだろうなと思うので、私もある程度具体的なものを決めたほうがいいのかと思います。

今のままだと、市教委の中で考え方が変わったりしちゃう可能性もありますし、一回一回いろんな人の話を聞いたりとかしなきゃいけない。問い合わせがあったときに何の情報までだったら出すのかということをお私たちは考えますというふうに言っていたら、例えばスーパーとかでこの人来ましたかと言ったら大体答えると思うんですけども、借りに来たんですかというようなそういう類いの情報なのかとか、もしくは本当にどういう本を借りに来たのかとか、そういう情報なのかとか、個人の利用の状況と言われても、大分違うと思うんですけども、そこら辺を具体的に、逆に何か示していただいたほうが、もしくは決めたほうがよりいいのかなという気はします。個人的な感覚としては、必ず令状が要するというレベルではないのかなと思います。ある程度具体的に中身を、情報を提供する中身さえはっきりできれば、令状じゃなくても、警察の問い合わせの状況の中でお答えするものもあってもいいのではないかというふうに、私は考えます。

○議長 皆さんの意見と、質問とあわせて伺いたいなと思っています。

今回の情報提供は違法性はないということですけども、逆に情報提供しなくても違法性はないということでもいいんですよ。

○事務局 あくまでも任意の捜査ですので、それで罰則規定とかはありません。

○議長 ですけど、令状というのは、提供しないとだめ。

○事務局 憲法35条に基づく令状があった場合は、これは義務になりますので、必ず捜査協力しなければなりません。

○議長 という部分がちょっと大きく違うのかなというふうに思っていました。

○委員 過去がないということになると、警察もこれをもらって何の意味があるのかなという、私はずっと過去の履歴と思い込んでいたものですから、役に立つのかなという疑問もちょっと感じます。たまたま私、先週に学生研究発表会というのを開催しまして、私の指導してる学生が、GDP Rについて発表したんです。個人データは誰のものかというテーマなんですけど、GDPRというのは、ヨーロッパ、EUがつくった一般データ保護規則で非常に厳しい規則、EUの考えでは、令状がないものは出してはいけません。日本はそうではない、違法でないということはおわかりしておりますが、任意ですから、出さなくてもいいんですが、そういう観点の一つある中で、別の観点でちょっと申し上げます。

後で、貸し出しの数が余りふえていないという報告があると思うんですが、こういう報道が出ると市民の中には、図書館で借りるのをやめようかという空気が出てくるおそれがあるので、そういう意味でマイナスになると思う。ところが今、過去の履歴がないということがわかると、また大分違う、これは大きな違いです。報道だけ見ていると、過去にいろいろ、私の名前で借りたものが全部知られるのは嫌だなと思ったのが、今借りている分だけ返してしまえば終わりであれば、また、大分雰囲気違うので、そのこともわからないものですから、今、マイナスのイメージがあるんで、それはやっぱりよろしくないなということ。

それから今、もっと大きなニュースになっています、カルチュア・コンビニエンス・クラブさん、Tポイントカードですね。あそこが同じようなことで、大量にこの紙が来て、対応できないぐらい警察に回答していたということで、今、一時とめております。令状がないとやらないシステムに変えました。それはやはり非常にマイナスだから、会員がどんどん減ったりとか、そういうことを恐れているから。ほかの要素でも今、Tポイント、ちょっと危ないみたいですが、そういう要素があるので、ビジネスですからぱっと態度を変えて、令状がないとだめだというふうにしていますね。そういうのが一つ参考になりますが。

もう一つ、さっき言ったGDPRによりますと、1月23日に日本とEUで、相互に相互の個人情報保護がちゃんとしているということで、十分性認定というのを相互を認めましたね。ですから、これによってお互いにデータの移転ができるようになって、ビジネス的にも非常によくなった。大きな世界の大きな例できたということで騒がれていますが、そういう関係があるんですが、それは2年ごとに更新があるんですね。そのときに実はこの問題が懸念になっているんですよ。日本は、この刑事訴訟法のことを説明したみたいなんですけど、運用が余りよろしくない、今おっしゃったように、はっきりしてないところがあると。本当は公安委員会とか、そういうところで厳しくチェックをしているんだというふうに説明したみたいなんですけど、それで、EUは認定したんですが、今回、今後、また更新に向けて、日本の運用が余りよろしくないということになると、最悪更新できないということになってくるんじゃないかという見方もあります。

ですから、今、大きな流れとしては、ヨーロッパにも合わせていくような考え方になってくる

んじゃないかなと思うんですね。だから、私は、個人の考えですが、やはり令状がないとだめという姿勢を出したほうが、これからに向けてはプラスのイメージというんですかね。コンビニエンス・クラブもそうしましたけど。そうしないと逆に、いいんですよ、法令違反じゃないからいいですよということで通すのは、余り得策ではないように私は感じています。

○委員 私も、借りていた過去の履歴が全部出るのかなって思って見てたんですけど、返してしまったら終わりだよという話を聞いた中で、やはり本のタイトルだったり、こんなのを予約しているというのは出すべきではないと思っているんですね。令状があれば、強制的なものなので仕方がないと思うんですが、そうでなければ、さっきおっしゃったように図書館に足が向かなくなるというか、皆さんに過去のそれはないですよとか、PRとか。知らない皆さん、新聞のあれだけを見ると、自分が図書館で借りていたものが全部出ていく、されてしまうというふうに思ってしまうというのがすごく大きいかなと思うんですね。あと、図書館に自由に足を運ぶというか、図書館を開かれたものにするという、それから考えても、みんなの足が遠のく一つの要因になるのかなという、今回、新聞報道になったというのは残念だと思っているんですけど。

今後に対しては、2番もこれで、先ほど深澤さんがおっしゃったように、きちっと決めたらいいかなって。この部分は任意でも提供してもいいけど、ここから先は令状がなければ出しません、きちっとしたほうがいいのかって思うんですけど。

○議長 そういうあたりがきちっとすれば、任意と令状とははっきりすることがいいんじゃないかというご意見ですね。借りた履歴が消えるというのは、ご存じでしたか。

○委員 知らない。

○議長 私は聞いていたんですけども、皆さん、案外知らなかったんだなと思って。新聞でも、そういう点は触れてなかったですよ。

○委員 よく読まなかったせいか、ちゃんと自分が理解しなかったのかなと思うんですが、ぱっと見た部分では、そういうふうには捉えてはいなかった。

○委員 やっぱり見たときは、うーんというのが正直あったんです。事件性のあるもので、確認したいという警察側の気持ちもわかりますが、これだけ個人情報というのを全てのことで今、保護していかなければならないというところで、新聞さらっと見た中では、どの辺まで言ったのかなというのがわからなかったのが、不安だったのは確か。

図書館に来て、例えば、それって何なんだろうと思って見たいときってあると思う。読んでみて初めて自分がそれに賛同する、しないというのが出てくることもあると思うので、そこら辺まで全部知らされて、変に疑われたり、何か結びつくこともあるというのは、不安に思うのは確かじゃないかと思っていました。

なので、図書館利用の個人情報というのが、簡単に警察に情報を提供することについてはちょっと、というのが正直あります。ただ、提供する側もやっぱりマニュアルみたいなのがあったほうが、いろんな、これから次々と出てくると思うんですよ。そのときに、きちんとしたものがあると、これはできませんとか、ここまではこうだというのが確かに必要かなと思うんで、それが今回の正直感じたところでした。

最初見たときは本当驚いちゃったんですよね。例えばここに書いてあります個人の思想ってあるんですけど、その思想に自分が共感しているから読む人もいるけども、それってどういうことなんだろうかなというのを調べるための図書館だと思うんですよね。そういうものところに行ったときには、相手に提供された側のほうから見たときに、全部それを一緒にくたに、この人はこういう思想の持ち主だって思われるのは、ちょっと心外だよなというのは思ったんです。何かちょっと偏っているかもしれないんですけど、そういうふうに思いました。

だから、本当は個人情報とすれば、公開しないほうが良いと思っていたんですが、確かにこれから図書館にそういう依頼が来たときに、最低の、こういうところまでというのがあったほうがもっといいんじゃないかなと。図書館の個人情報っていろんなことがいっぱい入っているけれども、最低ラインはこうで、あとは全部こうですというのがきちんとあったらいいと思います。

○議長 借りてはみたもののちょっと恥ずかしい本だったなんていう場合もあるので、別に深い興味があったわけじゃないのに、というのがあってもいいんじゃないかな。

○委員 いろんなものを知りたいという世代の人もいっぱいいると思うんですよね。履歴は削除されていますということですけども。

○議長 今現在というときもあり得るわけですよね。

○委員 難しくなってきたんですけど、グレーゾーンというか。ここの2ページの6番のところまで3つ書いてあるんですけどね。ここのとおりかなと私も思うんですよね。今、委員がおっしゃったように、個人のところまで踏み込んで言っておられたんですけども、これはここの部分では②で、特定の個人に対する照会であった場合は、情報は余り提供すべきではないって言っていますし、あと、利用日時とか、令状を確認した上で、利用日時、電話番号等の提供は、任意に協力すべきだというのは、法治国家ですので、これはいいんじゃないのかなと思う部分もありますし。あと、最初に委員がおっしゃった、全部令状をとってという、それも極端過ぎるような気もしたんですけど、ある部分。線引きは全国の、あるいは一つの目安の、そういうものがあればいいという考えもわかるんですけど、なかなか難しいと感ぜられるんですけど、私個人としては、

○議長 照会があったら何でも応じるべきだということじゃないんですよね。

○委員 じゃ、ないです。令状があつての対応と、あと、個人に関する情報は、やっぱり本のタイトル、個人の思想、信条に関するべきもの、これはやっぱり情報は提供すべきではない。

○議長 で、そういうラインはあったほうが良いけど、なかなか難しいだろうなということなんですね。

○委員 そうです。

○委員 最初に読ませていただいたとき、令状の重みというのを私がよくわかってなかったんで、令状を出してもらえれば提供できるなら、令状出していただいた段階で出せばいいぐらいに思っていたんです。だから、令状が結構重みのあるものだということで、そこまでいかないような事例に関しては、ある程度の決まりを決めて、ここに寄りましたかとか来ましたか程度はどこでも聞き込みとかしてると思うんですけど、それ以上になったらきちとした何か決めておいたほうが、迷ったときに例えば上の方に聞いていくような感じじゃなくて、こうなってますから、これ以上はお答えできませんとか、これ以上は令状を持ってきてくださいみたいな感

じで、下のほうで対応できるんじゃないかなと思いました。

あと、信条とかそういうものが今までの歴史でいるんなことがあって、今は単純に捜査でやっていますよ、この人来ましたかで単純に教えているだけなんで、それがどんどん、第2、第3のことで違う方向に行ってしまったときに怖いと思っているのが、市民の皆さんだと思うんですね。私はしてないのでその怖さをわかっていないけれど、今まで経験した方、怖さをわかっている人たちのご意見もあると思うので、そういうのはやはりきちっと。

例えば私がこれに反対していますと思っても、反対意見を知りたいと思ったら、反対意見を詳しく書いた本を読んで理解して、やっぱり自分はこう思うみたいなものを書いたり、意見をしたりすると思うので、単に見ているもので自分を判断されると困ると思うので、自分的にはそういうことを気にしていました。先ほど履歴が消えるって聞いたんで、安心しました。

貸し出した人、予約日だけを今回は提供したんだな、貸出本、予約した本のタイトルは言っていないんだなと、私の中では理解したのが、間違っていないかどうか気になりました。

- 議長 今回の情報提供、借りてる本のタイトルが入ってるんですね。
- 事務局 入ってます。
- 委員 現在借りてる本のタイトルと、予約してる本がもしあれば、出たってことですか。わかりました。
- 委員 履歴がないというのは、情報管理のためにあえてなくしてるのか、それともシステムの都合で残らないだけなのか、どちらですか。
- 事務局 今のシステムがそういうシステムになっているものですから、こちらとしても、過去何を借りたかという情報って必要がないということもありますので、今、いつ本を借りていつ返すのかということさえわかれば図書館としてはいいので、そういったシステムになっていて、運用しているということになります。
- 委員 例えばシステムが変わったとしても、その考え方は変わらない。
- 事務局 変わらないですね。
- 委員 貸し出して返ってきたら消えていくということでもいいんですね。
- 議長 今のシステムがそうだったというわけだけじゃなくて、意図してそうしていると。
- 委員 今は意図しているかどうかはわからないってことですが、情報としては必要ないので、今後に関しても、それをとる必要性はないですと言っていたと。あとは長いレンジの貸し出し履歴が残るということはないということですね。出そうにもないってことになる。
- 委員 ネットで予約した場合、そのネット予約の履歴というのも消えるんですか。
- 事務局 戻したら消えます。
- 議長 皆さんにお考えをお話いただきました。
- 私も自分の考えお話ししたいと思うんだけど、提供することは違法ではない。だけど、提供しなくても違法ではなかった。どちらでもいいのであれば、私は、個人情報を守るというほうに目を向けてもらったほうが今はいいのかなというふうに思っているんです。令状でしたら出さざるを得ないですけど、個人情報というのはそれぐらい重みのあるもので、ここまではいいだろう、だめだろうという線引きは難しく、誰のための個人情報かってお話ありましたけども、それは

私にとってすごく大きな重要な個人情報だったということもあるかもしれませんが、周りはたいしたことないと思っても、だから線引きをするにしても本当に難しいだろうなと思っていました。ですので令状あればというのがいいと思っていたんですけど、今の皆さんのお話を聞いてると、何か基準みたいなものを明らかにした上で、ここまでは情報提供できる部分もあるかもしれないと、ここからはだめ、ここは令状がなかったら難しいというところをはっきりさせることができるなら、そういう情報提供もありだなと聞いていて思いました。

そういうところを検討してみて、妥当性が高い、みんなが納得するようなラインを引くことができるのであれば、令状なしで提供するものがあったらいいということですかね。

というところで、最後6番の①、②、③、④というあたりを委員さん方で、この辺かなと落ちつけたかったんですよね。②と③の間ぐらいでしょうか、うまくラインが引けるのであれば、そういうふうに情報提供してもいいということですので。

○委員 私は、さっき言いました前向きの考えで、ここは、図書館はちゃんと守っていますよというのを逆にプラスの要素として出すというか、世界の流れに合わせるというか。カルチャ・コンビニエンス・クラブも変えたんですけど、令状がなければ出しませんとしたほうが、プラスになるんじゃないかと私は思います。

今、履歴が出てないことも報道ではわからないので、非常にマイナスになってると思います。それをプラスに転じるには、履歴がないことも発表すべきかもしれないですけど、令状がなきゃ出しませんと言うことによって、逆に今度は上がるがあると考えています。何とかして出そうじゃなくて。

○議長 ③番のほうが図書館としての価値も上がるという前向きなご意見とか、個人情報を大事にするのであれば③かなというご意見もあります。ですが、ラインが引ければ情報提供できる部分があったらいいという意見もありました。その2つの意見がありましたというところでいかがですか。

○事務局 今、いろんなご意見をいただきました。今現在、市教委では、この件についてのルール、要綱というのは持ち合わせておりません。とりあえずどういうふうに対応をするかというルールづくりをまずは着手したいと思ってます。それができ次第皆様方にお示しして、ご意見を伺うなど対応させていただきたいと思います。現時点では、どういった方向で行くんだという確定した考えはないものですから、まずはルールづくりを早急に始めたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員 最終的に決定するときは、図書館協議会にもう一度確認していただけるんですか。

○事務局 案という形で出させていただいて、それを確認して協議していただくというふうに思います。

○委員 最終的な決定は、誰、どの機関でやるんですか。

○事務局 最終的な決定は、私ども市教委のほうで決定をさせていただきたいというふうに思います。それに関するご意見を伺うという場であればと。

○議長 いろいろ皆さんご意見ありがとうございました。この件、この形でおさめたいと思います。

それでは、点検、評価について、評価の方法について生涯学習課から説明をお願いいたします。



(資料に基づいて説明)

- 議長 図書館基本計画の21ページから25ページの評価書というところですね。この後、指定管理事業者である中央図書館の館長のほうから、図書館の自己評価について、A～Eというところを、どうしてそうなったかというあたりを説明していただけます。
- そして、私たちの中でもここで、項目1から5について、A～Eの評価をつけなければならないので、先ほど、ご意見はこの紙にというのがありましたけども、A～Eについては、ここでまとめていきたいと思っています。
- もし紛糾したら今度となるかもしれませんが、まとめていきまして、文書をまとめる関係で、いろいろご意見をこの場に出しながらも、後で持ち帰ってもう一回書いて出していただくという、そういう形で進んでいますので、A～Eをイメージしながら説明を聞いていただきたいと思っています。進め方についてはよろしいですか。
- それでは、図書館長より基本計画に基づく結果と自己評価について説明をお願いします。

(基本目標Ⅰ、Ⅱについて資料に基づいて説明)

- 議長 質疑に入りたいと思います。基本目標Ⅰについてですね。何か質問等ございますか。ご意見でも。
- 委員 基本目標Ⅰの①番のところ、蔵書が増えたんだけど、残念ながら貸出数が達成率90.3%だった。で、入館者数は増加したんだけど書いてあるんですけど、どの程度増えて、入館者数が増えたんだけど、何で貸出冊数が減ったというふうに評価されたのか、見ているのか。どうして減ったと考えているのか教えていただきたい。蔵書が増えて、貸出冊数が増えて、入館者が増えてたら一番いいんですけど、何でそうならなかったのかな。
- 館長 図書館なのでやはり資料活用が一番大きいところかと思うんですけども、例えば事業のワークショップに来るとか、くつろぎに来るとか、今までと違う使い方をする方も増えているのかなと認識をしております。
- しかしながら、やはり図書館の資料活用、ただ単に来館するだけの方をどう結びつけていくのかというのが、正直大きな課題であると思っています。
- 委員 じゃあ、具体的な数字で、例えば基準値である平成24年の来館者数が何人いて、平成29年は何人だったのかはわかりますか。比べられれば、24でも29年でも、28であろうが。
- 事務局 平成25年度が25万4,993人、平成26年が29万2,334人、平成27年が30万4,739人、平成28年が31万3,598人、平成29年が30万9,377人。
- 委員 大分増えている、平成25年と比べて。
- 事務局 直営時代と比べら、大分増えています。
- 委員 でも、貸出冊数は10%ぐらい減っている。24年と29年を比べると90%…違う、目標値との90%か。ただ残念だけど、平成29年は24年よりもちょっと少ないということですね。目標値を5.5にしてあるから、それとの比較でいうと10%不足したというふうになるんですね。

- 議長 前に話題になったと思うんですけども、利用者総数は25万、30万という数なんだけども、同じ人が5回来たら5回でなくて、異なる人数、何人ぐらいが利用しているかはわかりませんよね。来館者は増えているけど、実利用人数が減っていたら、残念な話だと思ったんですけど。
- 事務局 ちょっとわかりません。
- 議長 ホームページから入る利用照会の中に、去年からある、読書マラソン。あれなんかおもしろいなと思って。何番に入るの、この評価の。
- 館長 評価の中にはもともと入っていない。6月に新しくシステムが入ってるので、もともとの目標には入っていません。
- 議長 あの読書マラソンに過去のデータが載ってて。冊数が出てるんです、過去の。
- 館長 タイトルは私たちにはもうわからないので、返却後。
- 議長 数はわかるということですね。去年と比べて幾つ借りているなという、数だけはわかっていると。ホームページで見られるので、おもしろいので見てみてください。
- 委員 この5年間、学校図書だったり、図書館司書の方たちとの連携だったり、高齢者向けだったり、少しずつだったんですけど、5年こうやってみると、随分いろんなところが改善というか新しい取り組みをいっぱいしていただいて、図書館に来なくても本を予約できたり。いろんなところすごい進歩した、使いやすい、いい図書館になったんだなって思いました。
- 議長 その部分は主には基本目標Ⅱのほうになると思うんですけどね。利用者も随分増えているしいうところで。
- 委員 学校の貸し出し、ブックちゃんといっても、ニーズに、みんな一斉にあれして行き届かなかったところも、その都度改善してくださって、学校も使いやすくなっていたり、いろんなところで連携をされてて、すごいなって、率直に思いました。
- 議長 そしたら、基本目標Ⅰの部分ですね。大きなマイナスの要素はないんですけども、目標値に達しなかった部分もあるので、Aと言いたいところですけども、私たちとしてもBでいかがでしょうか。
- 委員 僕もBでお願いしたいなと思うんですけど、本来であれば目標値に対して90.3%というのは、もっと低い評価をされるべきと残念ながら思います。ただ、取り組みは、例えば毎月何日はこの本とか、ピクニックだったりとか、夜に子供呼んでとか、いろんな取り組みをやってるので、その頑張りをとても認めたいなと思います。それが冊数だとか色んなほうにつながっていくと、よりいいと思うんですけど、努力をととても感じるので、私もいいなと。
- 議長 では、基本目標ⅠについてはBということで。  
（基本目標Ⅰ 協議会委員評価B 承認）
- お帰りになってからコメント等されてない部分があったら書いていただきたいと思います。それから、基本目標Ⅱ、委員から子供の読書とか学校への支援、来館できない方へのサービスが充実してきているという高評価のお話がありました。ほか、何かご意見、質問等ありませんか。
- 委員 これも残念ながら、例えば上から2つ見ても達成率がそれぞれ100行っていない。2番目のやつは56.8%ということで、半分ぐらいになってるんですよね。ただ、先ほどのご説明の中で、確かに学校司書とかの形で小学校の図書館が充実していくと中央図書館に来ていただけなかつ

たり、貸出が減ったりという話はあると思うんですけど、やはり中央図書館の役割である地域の中の図書館の中核としての機能というのは大切にさせていただきたいと思います。そこら辺も次の取り組みをぜひ考えていただいて、評価というか達成率が高くなるよう、いろんな取り組みをしていただけたらと思います。個人的には、館長の言われるとおりのBぐらいかなということで。

○委員 私も日ごろから図書館にお世話になっていて、読み聞かせについてはいろいろなことをしていただけてありがたくて、そのことについては本当にAをあげたいんですけど、高齢者、障がい者のところで実績冊数が伸びてないのが気になって。最近、高齢者が本を読むようになると、認知のことでも改善していくと言われている状況なので、今回残念な結果ですけど、今、小学校とかで取り組みがとてもよくて、学校のほうでは成果を出しているの、それを参考にぐるりさんのような、高齢者の方もたくさん本を読めるような何か取り組んでもらいたいと思いました。

○委員 IIに関しては、小さい子供たちと携わっているところからいうと、すごく本がふえたということと、0歳の、本に興味を持つというところで、保護者のほうへの働きかけがすごくよかったと思います。この部分については私たちも見習っていききたいなという思いですが、同じように、高齢者とか障がいを持つる方に対して、読み聞かせの場みたいなのはないんですか。

○館長 今のところはまだやってないです。

○委員 大人にも読み聞かせみたいなのは、割と伸びるかなと思うんですよね。目が遠くなったとか、耳がっていう人もいるから、これは案ですけど、そういう場があるって、先日、市原悦子さん亡くなりましたけど、すごくすてきだと思うんですよね。子供がすごく受ける機会を多く与えてもらってると思うんですが、年配の方にもあったらすてきかなと思っています。

○委員 それに関して、私たち町内会で、サロン、茶話会、月に1回やってるんですけど、委員とお知り合いになりましたので、読み聞かせの依頼したところ、何人かの方に依頼してくださって、茶話会の日にやってくださったんですけど、大好評で、20人ぐらい集まって。サロンは今ほとんどの町内の方が、年に何回か、毎月やるところもあるし、そういうところに浸透していくと、今サロンに参加する人たちは、ほとんど高齢者です。とてもよかったので、参考までに。

○委員 それを、図書館からの発信で、立派な公園も前があるので、その辺を使った呼びかけも欲しいなと思ってるのと、すごくやってくださっているの、本当はAと思ったけど、その部分がちょっとと思うので、皆さんがおっしゃってる自己評価に合わせて、Bかなって思うんですけども。でも、民報とかも使ってこんなやってますよという話が多いなって最近思うので、それもいいことかなって思います。

○議長 学校も本当にいつも感謝感激しております。子ども読書活動推進会議のときにお話したように、平成31年は中学校のほうにテコ入れを、学校も、学校図書館を推して行って数が増えていけばいいなと願っております。

非常に取り組みはすばらしいところで、Aと言ってもいいところなんですけども、全部は難しいということで、基本目標IIについてもBということでまとめたいと思います。

( 基本目標II 協議会委員評価B 承認 )

(基本目標Ⅲ～Ⅴについて資料に基づいて説明)

- 議長 それでは、基本目標Ⅲ、質問やご意見などがありましたらお願いします。  
これもいろんな取り組みされていて、よくやったださっているなという感じがあると思います。
- 委員 3番目の④ですね。図書館の利用拡大のために開館日と開館時間の拡大が行われ、非常に利便性を高めるために有効だったかなと思っております。しっかりやっていただいたなと高く評価しております。  
また、意見箱を設置されて、いろんな意見に対して適切に対応されていると。例えば私のほうからトイレ暗いというふうな意見を言いましたら、しっかりきれいにしていただいて、図書館の中で一番明るんじゃないかと思うくらい明るくきれいになりました。そういうところもしっかりやられている。  
5番のところでも、利用者の満足度のところも高い評価をいただいていますし、事務スペースを縮小してリラックススペースをつくることによって、そこを有効的に活用している。また、軽食の販売を行ったりとか、本当にいろんなことをしっかり取り組んでるなということ、特に3番と5番については、私もAというか、しっかりやってくれたかなというふうに思っております。ぜひ今後もよろしくお願いします。
- 議長 5番というのは、基本目標Ⅴ。
- 委員 すみません、飛ばしました。
- 議長 ⑤番の多文化サービスのところで、外国語の方の利用も増えてきていますか。
- 館長 実際ちょっと固定されるのかなというところですが、ヨーロッパとかアメリカの方だとすぐ外国人だとわかるんですけど、減っているというわけではないですね。いらっしゃる方はいらっしゃるので。
- 議長 多分5年前とかは余りいなかったんですね。そういうのがあってわかれば情報を求めて、いらっしゃいますよね。
- 議長 基本目標Ⅲのほうは、本当によくやったださってるということで、我々としても評価Aということによろしいでしょうかね。  
( 基本目標Ⅲ 協議会委員評価A 承認 )  
では、お願いします。Ⅳです。
- 委員 おおむね達成でB評価になっていますけど、①のところは97.97だからそうなったのかなと思ったんですが、すごく頑張ってると思うんで、これはAでもいいと私は思うんですけど。郷土のこととか本当わからないことだし、埋もれているものをいっぱい発掘してきて、すごい頑張ってるんじゃないかと思うんですけどね。そして、これが達成できたからいいというわけじゃないと思うんですよ。だから、もっと行くためにも、ここまで持ってきただけでもすごいと思うんですけど。
- 委員 私も同じです。すごく努力というか、取り組みでね、熱意が伝わってきます。A。
- 議長 こういう評価って、ここまで行けばAとかという評価の仕方と、5年前と比べたらすごいよっ

たよねという評価の仕方と、2種類の差はあると思うんだけど、今のお話は、5年前と比べるといろんなことやっているよねということですよ。

○委員 美術館とか、周りのところとも協力し合ってるというのが、美術館のご案内のときにこんな来てたなと思ったら、必ずのようにこちらにもそれに関連したことをやっていますよね。あそこでは見てくるけど、もうちょっと知りたいなという人は、こっちへ足が向くんじゃないかなと思うんですよ。そういうことが連携しているし、本当に昔のこととか、昔小牧が今まででのことって、なかなか簡単には、図書館だからわかるどころ、美術館だからわかるどころと、うまくいってると思うんですよ。なので、Aでもっと、それよりもっと達成できるよう、今後もということで、逆にAもらったら、来年Bとれませんよね。

○議長 ここがまだまだ不十分だからBじゃないかというご意見はありますか。  
これが唯一図書館の自己評価よりも我々の評価がよくなる部分になるかもしれませんが、ほかの項目もそうですよね。これがゴールではないので、引き続きということはあるんだけど、非常によくやっているのではないかということで、基本目標ⅣもAでいいんじゃないかというご意見が多いですけども、よろしいですね。

( 基本目標Ⅳ 協議会委員評価A 承認 )

○議長 基本目標Ⅳも我々はAというふうに評価をしたいと思います。  
最後、基本目標Ⅴです。先ほど委員のほうから、これもAでというご意見がありましたけども、ほかの方からご意見ありますか。

自習室を開放していると、今。さっきの利用者人数にこの数が入っているということ？

○館長 1階のフロアから正面から中に入って上に上がってくればあれですけど、エントランスからそのままとカウントされません。

○議長 ご意見、特にⅤは、今、この場では出ませんでしたけども、そうしたら図書館の評価同様、我々もAということでよろしいですか。

( 基本目標Ⅴ 協議会委員評価A 承認 )

○議長 それでは、各目標についての私たちの評価をいたしました。今それぞれお考えの意見をいただきましたけれども、それを聞いて、ここでは言わなかったことだけでも、こういう意見もありますよというのを、お帰りになってからこれに記入して、事務局のほうに送っていただきたいなと思います。

説明のあった資料Ⅳについては、ごらんになっておいてください。これは、上段の平成24年度理想の図書館像というのが、ちょうど私、一旦小牧出る前の最後の年にこれをまとめて、こういう会議じゃなくて4人集まって、悪戦苦闘しながらつくったもので、こういうところも生かされているというのがわかってよかったなと思って見ているんですけども、そういうあたり、非常に細かく見ていろいろ取り組んでくれているので、よかったなと思っております。

それでは、本日の議事については終了です。本日はご苦労さまです。ありがとうございました。

(閉会 午後16時15分)

<出席者>

○委員

松井 操人	会 長
深澤 治稔	副会長
伊藤 博之	委 員
鈴木 一恵	委 員
地白佳代子	委 員
橋本久美子	委 員
原口 裕子	委 員

○事務局

教育部	部長
同	次長
生涯学習課	課長
同	主幹
同	専任主事
同	主任主事
中央図書館	館長
同	副館長

<欠席者>

一谷 誠子	委 員
辻 直人	委 員
三上 剛	委 員